

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の\*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和5年11月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	県内各市町	心身障害者(65歳未満)	85	1. 身体障害者(児) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2. 知的障害者(児) 療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成19年8月診療分
	輪島市	こども	88	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	輪島市内の医療機関等及び穴水町の指定医療機関等	平成26年11月診療分
	県内各市町(金沢市を除く)	小児慢性特定疾病医療(経過措置)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない者のうち、就学後から18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定(0~10,000円)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年1月診療分
		小児慢性特定疾病医療(原則)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない者のうち、就学後から18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定(0~15,000円)		食事標準負担額の1/2を助成		
	金沢市	小児慢性特定疾病医療(経過措置)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定(0~10,000円)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		小児慢性特定疾病医療(原則)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定(0~15,000円)		食事標準負担額の1/2を助成		
	能美市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ひとり親家庭医療制度に該当する児童を含む)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
	金沢市	子育て支援	89	出生の日から満15歳になった後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年7月診療分
		ひとり親家庭等	91	母子・父子家庭の児童、並びに父母のいない児童で18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)					
	白山市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ひとり親家庭等医療制度に該当する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある子を含む)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年8月診療分
	小松市	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
		ひとり親	90	18歳から20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障がいの状態にある者					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月			
					入院	入院外						
石川県	加賀市	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分				
		ひとり親	90	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者及び20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)に規定する程度の障害にある者								
	珠洲市	子ども	88	0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者								
		ひとり親	90	母子・父子家庭の児童、並びに父母のいない児童で18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)								
	川北町	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ひとり親家庭等医療制度に該当する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある子を含む)								
	宝達志水町	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者								
		ひとり親	90	ひとり親家庭等において0歳から18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)								
	金沢市(*)	小児慢性特定疾病医療(経過措置)	82	*平成27年1月診療分から受託している小児慢性特定疾病医療について、対象年齢を縮小(18歳未満の者→15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者に縮小)15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者は全て、金沢市子育て支援医療費対象)					所得に応じて負担上限を設定(0~10,000円)	食事標準負担額を助成		
		小児慢性特定疾病医療(原則)	82	*平成27年1月診療分から受託している小児慢性特定疾病医療について、対象年齢を縮小(18歳未満の者→15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者に縮小)15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者は全て、金沢市子育て支援医療費対象)					所得に応じて負担上限を設定(0~15,000円)	食事標準負担額の1/2を助成		
	かほく市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
		ひとり親家庭等	90	ひとり親家庭等において、20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある者								
	野々市市	子育て支援	89	0歳から15歳到達後最初の3月31日までの間にある者					医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで*薬局での自己負担なし		
		ひとり親家庭等	91	15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ただし、中程度以上の障害のある児童の場合は、20歳になる誕生日の前日まで)								
津幡町	子ども	89	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びひとり親家庭(父母のいない者を含む)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで)	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで*薬局での自己負担なし							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	内灘町	子ども	88	0歳から6歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
			89	6歳に到達後最初の4月1日から18歳に到達後最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし			
		91	6歳に到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ただし、政令で定める程度の障害の場合は20歳到達前の日まで)	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし				
	輪島市(*)	こども	88	*平成26年11月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (輪島市内の医療機関及び穴水町の指定医療機関→県内の医療機関等に拡大)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
	穴水町	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし				
	輪島市(*)	こども	88	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者	なし				
	能登町	子ども ・ ひとり親家庭等	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年11月診療分
	羽咋市	子ども ・ ひとり親家庭等	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし				
	中能登町	子ども	88	0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年11月診療分
		ひとり親	88	母子・父子家庭等の児童及び父母のいない児童で0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
	津幡町(*)	子ども	89	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭(父母のいない者を含む)で一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで)	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	野々市市(*)	子育て支援	89	*平成28年1月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし			
ひとり親家庭等		91	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を変更 (15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで(ただし、中程度以上の障害のある児童の場合は、20歳になる誕生日の前日まで)→中程度以上の障害のある児童で18歳になった日以後の最初の4月1日から、20歳になる誕生日の前日までに変更) ・中程度以上の障害のある児童で、18歳になった日以後の最初の4月1日から、満20歳になる誕生日の前日までの者						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	金沢市 (*)	心身障害者	85	<p>*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び現物給付の年齢制限を撤廃 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2.知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(65歳以上で以下の者:(1)音声・言語機能に著しい障害を持つ者、(2)両下肢のすべての指を欠く者、(3)一下肢の機能に著しい障害を持つ者、(4)一下肢の足関節以上を欠く者)、療育手帳A・B I (入院)・B II(入院)、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者)</p> <p>・身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(65歳以上で以下の者:(1)音声・言語機能に著しい障害を持つ者、(2)両下肢のすべての指を欠く者、(3)一下肢の機能に著しい障害を持つ者、(4)一下肢の足関節以上を欠く者)</p> <p>・療育手帳A・B I(入院)・B II(入院)</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者</p>	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	七尾市 羽咋市 志賀町 中能登町 (*)	心身障害者	85	<p>*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び備考を追加 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2.知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳A・B I・B II、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者) (備考:※65歳以上は償還払いを追加)</p> <p>・身体障害者手帳1級・2級・3級</p> <p>・療育手帳A・B I・B II</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者</p> <p>※65歳以上は償還払い</p>	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 かほく市 白山市 能美市 川北町 津幡町 内灘町 宝達志水町 穴水町 能登町 (*)	心身障害者	85	<p>*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び現物給付の年齢制限を撤廃 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2.知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳A・B I・B II、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者)</p> <p>・身体障害者手帳1級・2級・3級</p> <p>・療育手帳A・B I・B II</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者</p>	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	野々市市 (*)	心身障害者	85	<p>*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び現物給付の年齢制限を撤廃 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2.知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(住民税非課税世帯)、療育手帳A・B I・B II、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者)</p> <p>・身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(住民税非課税世帯)</p> <p>・療育手帳A・B I・B II</p> <p>・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者</p>	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	七尾市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	志賀町	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
	羽咋市(*)	心身障害者	85	*令和2年10月診療分から受託内容を変更している心身障害者医療費助成事業について、現物給付範囲を拡大 (備考:※65歳以上は償還払いの追加の記載を削除) ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・B I・B II ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし	なし	なし	県内の医療機関	令和3年4月診療分
	志賀町(*)	心身障害者	85	*令和2年10月診療分から受託内容を変更している心身障害者医療費助成事業について、現物給付範囲を拡大 (備考:※65歳以上は償還払いを追加の記載を削除) ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・B I・B II ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし	なし	なし	県内の医療機関	令和3年4月診療分
	能美市(*)	心身障害者	85	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療費助成事業について、対象を拡大 (精神障害者保険福祉手帳2級を追加) ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・B I・B II ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・精神障害者保健福祉手帳2級を交付されている患者	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
	内灘町	ひとり親家庭等	90	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (※障がいのある児童は20歳到達の前日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年1月診療分
	内灘町(*)	子ども	88	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳到達後最初の3月31日までの→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年1月診療分
		子ども	89	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、88.17.468.5の対象年齢の拡大に伴い、89.17.468.4は令和3年12月診療分までの取扱い。	令和3年12月診療分までの取扱い				
		ひとり親家庭等	91	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、90.17.468.1の新設に伴い、91.17.468.0は令和3年12月診療分までの取扱い。	令和3年12月診療分までの取扱い				
	津幡町	子ども	88	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担の廃止に伴い、実施機関番号「88.17.464.4」を新設。 (「89.17.464.3」は令和5年3月診療分まで) (入院 1,000円/レセプト、通院 500円/日、調剤 0円 → なし) ・0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭(父母のいない者を含む)で一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	金沢市	ひとり親家庭等	91	*平成27年7月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、91.17.402.9は令和5年9月診療分までの取扱い。	令和5年9月診療分までの取扱い				
	野々市市	子育て支援	89	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、自己負担廃止に伴い、89.17.457.7は令和5年9月診療分までの取扱い。	令和5年9月診療分までの取扱い				
野々市市	ひとり親家庭等	91	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、91.17.457.3は令和5年9月診療分までの取扱い。	令和5年9月診療分までの取扱い					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	金沢市	子育て支援	88	*平成27年7月診療分から受託している子育て支援医療について、入院分の自己負担廃止に伴い、対象年齢を拡大し、入院分のみとして実施機関番号「88.17.402.4」を新設。 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院:出生の日から満18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者	なし	—	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	金沢市	子育て支援	89	*平成27年7月診療分から受託している子育て支援医療について、入院分の新設に伴い、通院・調剤のみの対象に変更。 出生の日から満15歳になった後の最初の3月31日までの間にある者。	—	医療機関毎に1日500円まで*薬局での自己負担なし	—	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	金沢市	ひとり親家庭等	90	*平成27年7月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「90.17.402.0」を新設。 母子・父子家庭の児童、並びに父母のいない児童で18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	野々市市	子育て支援	88	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「88.17.457.8」を新設。 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	野々市市	ひとり親家庭等	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「90.17.457.4」を新設。 中程度以上の障害のある児童で、18歳になった日以後の最初の4月1日から、満20歳になる誕生日の前日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。